

# 官報号外 昭和三十九年四月三日

○第四十六回

## 参議院会議録第十五号

昭和三十九年四月三日(金曜日)

午前十時三十四分開議

議事日程 第五十五号

昭和三十九年四月三日

午前十時開議

第一 緊急質問の件

第二 漁業災害補償法案(開法第三二三号)及び漁業災害補償法案(衆第三五号)(趣旨説明)

第三 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、講演の件

二、日程第一 緊急質問の件

三、日程第二 漁業災害補償法案

(開法第三二三号)及び漁業災害補償法案(衆第三五号)(趣旨説明)

一、日程第三 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

二、国立学校特別会計法案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る三月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員(国会法第四十一項但書の規定によるもの)

社会労働委員

農林水産委員

通信委員

予算委員

文教委員

外務委員

社会労働委員

農林水産委員

通信委員

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

物品税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地烟作管農改善資金融通

臨時措置法の一部を改正する法律案

沖縄産糖の政府買入れに関する特別

措置法案

北海道寒冷地烟作管農改善資金融通

臨時措置法の一部を改正する法律案

沖縄産糖の政府買入れに関する特別

措置法案

北海道東北開発公庫法の一部を改正

する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法

律案

北海道東北開発公庫法の一部を改正

する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正

する法律案

地方税法等の一部を改正する法律

案

市町村民税減税補助金償還費に係

る財政上の特別措置に関する法律

案

道路運送車両法の一部を改正する法

律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の

一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する

法律案

社会福祉事業振興会法の一部を改正

する法律案

中小企業指導法の一部を改正する法律案  
商工組合中央金融法の一部を改正する法律案  
甘味資源特別措置法案  
用保険公庫法の一部を改正する法律案  
所得税法の一部を改正する法律案  
北海道寒冷地烟作管農改善資金融通  
臨時措置法の一部を改正する法律案  
沖縄産糖の政府買入れに関する特別  
措置法案  
北海道寒冷地烟作管農改善資金融通  
臨時措置法の一部を改正する法律案  
沖縄産糖の政府買入れに関する特別  
措置法案  
自動車検査登録特別会計法案  
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を承認することを議決した旨衆議  
院に通知した。  
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基  
づき、承認を求めるの件  
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基  
づき、税関支署及び税務署の設置に関し承認を求めるの件  
公营住宅法第六条第三項の規定に基  
づき、承認を求めるの件  
同日本院は、左の衆議院提出案を可決  
した旨衆議院に通知した。  
国会議員の秘書の給料等に関する法律  
の設置に関し承認を求めるの件  
同日本院は、左の衆議院提出案を可決  
した旨衆議院から、本院の送付した左の  
法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、左の衆議院提出案を可決  
した旨衆議院に通知した。  
内閣提出案は、同院においてこれを可  
決した旨の通知書を受領した。  
臨時行政調査会設置法の一部を改正  
する法律案



○議長(重宗雄三君) 日程第一、緊急質問の件  
矢山有作君から、食糧の確保と自給度向上に關する緊急質問が提出されております。矢山君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。矢山有作君。

〔矢山有作君登壇、拍手〕

○矢山有作君 私は、日本社会党を代表いたしまして、最近の米不足の実情にかんがみまして、国民生活安定のために欠くべからざる食糧確保の問題について、政府にその所信をたたさんとするものでございます。

三十八年産米は史上第三番目の豊作という政府の宣伝にもかかわらず、国内の米不足は、いまや、おおいがたい事実となつてあらわれてまいつております。すなわち、政府はこの一月から配給要綱を改正して、從来一ヶ月一人十キロのワク外であつた準内地米、従用米を、ワク内に入れ、過去の配給実績をもとにして新基準で米屋に割り当てたために、たとえば大阪では、内地米だけで一人一ヶ月五・六キロ、東京では六キロに減らされ、場所によっては配給量さえ確保することができないところも出てきております。一方、産地では、農協倉庫の米の出庫は例年より非常に早くなつており、ひどいところでは、倉庫に入れるひまもなく消費されております。その上に協力米といつても農家保有米の超過供出運動が展開されております。また、やみ米の値上がりも、食糧厅の調査によりますと、二

月十五日現在で消費地の全国平均が一升百四十円で、昨年の同期に比べますと四円高と、こうしたことになつておられます。例年なら五月ごろから値上がりを始めるのが普通だと言われておりますが、ことしは一月からもう値上がりを始めたのであります。発言を許します。矢山有作君。

そこで、最近の内地米の需給状況といふものを見てみると、三十六年では、九月一日現在、政府在庫量百三十四万五千トンに対し、同月中の売却量四十八万五千トンで、差し引き八十万トン以上の余裕がありました。ところが、三十七年ではそれが二十六万八千トン、三十八年にはそれが十一万トンと、次第に逼迫してきているといふ実情が明らかでございます。これでは全般的な配給量の一週間分にも足りないという状態でして、このような危機をこれまで的新米の早食いといふことで切り抜けてしまつておますが、その新米の早食い量も三十七米穀年度には四十万トンをこえ、三十八年度では五十万トンとなつており、時期別格差の引け抜けその他の状況を考へてまいりますと、これ以上は困難だと言われるのは配給量さえ確保することができないなどになってきております。一方、三十九米穀年度には四十万トンをこえた古米の持ち越しも次第に減少してまいりまして、三十七年度では八万六千トン、三十八年度では五万一千トンとなつております。ここでの端境期はどうなるのか。食糧厅では、約一ヶ月分程度が不足するので、この分は新米の早食いで補うと言つております。しかしながら、三十九年産米の作況が思わ

月十五日現在で消費地の全国平均が一升百四十円で、昨年の同期に比べますと四円高と、こうしたことになつておられます。例年なら五月ごろから値上がりを始めたのが普通だと言われておりますが、ことしは一月からもう値上がりを始めたのであります。発言を許します。矢山有作君。

そこで、最近の内地米の需給状況といふものを見てみると、三十六年では、九月一日現在、政府在庫量百三十四万五千トンに対し、同月中の売却量四十八万五千トンで、差し引き八十万トン以上の余裕がありました。ところが、三十七年ではそれが二十六万八千トン、三十八年にはそれが十一万トンと、次第に逼迫してきているといふ実情が明らかでございます。これでは全般的な配給量の一週間分にも足りないといふ状態でして、このような危機をこれまで的新米の早食いといふことで切り抜けてしまつておますが、その新米の早食い量も三十七米穀年度には四十万トンをこえ、三十八年度では五十万トンとなつており、時期別格差の引け抜けその他の状況を考へてまいりますと、これ以上は困難だと言われるのは配給量さえ確保することができないなどになってきております。一方、三十九米穀年度には四十万トンをこえた古米の持ち越しも次第に減少してまいりまして、三十七年度では八万六千トン、三十八年度では五万一千トンとなつております。ここでの端境期はどうなるのか。食糧厅では、約一ヶ月分程度が不足するので、この分は新米の早食いで補うと言つております。しかしながら、三十九年産米の作況が思わ

月十五日現在で消費地の全国平均が一升百四十円で、昨年の同期に比べますと四円高と、こうしたことになつておられます。例年なら五月ごろから値上がりを始めたのが普通だと言われておりますが、ことしは一月からもう値上がりを始めたのであります。発言を許します。矢山有作君。

そこで、最近の内地米の需給状況といふものを見てみると、三十六年では、九月一日現在、政府在庫量百三十四万五千トンに対し、同月中の売却量四十八万五千トンで、差し引き八十万トン以上の余裕がありました。ところが、三十七年ではそれが二十六万八千トン、三十八年にはそれが十一万トンと、次第に逼迫してきているといふ実情が明らかでございます。これでは全般的な配給量の一週間分にも足りないといふ状態でして、このような危機をこれまで的新米の早食いといふことで切り抜けてしまつておますが、その新米の早食い量も三十七米穀年度には四十万トンをこえ、三十八年度では五十万トンとなつており、時期別格差の引け抜けその他の状況を考へてまいりますと、これ以上は困難だと言われるのは配給量さえ確保することができないなどになってきております。一方、三十九米穀年度には四十万トンをこえた古米の持ち越しも次第に減少してまいりまして、三十七年度では八万六千トン、三十八年度では五万一千トンとなつております。ここでの端境期はどうなるのか。食糧厅では、約一ヶ月分程度が不足するので、この分は新米の早食いで補うと言つております。しかしながら、三十九年産米の作況が思わ

月十五日現在で消費地の全国平均が一升百四十円で、昨年の同期に比べますと四円高と、こうしたことになつておられます。例年なら五月ごろから値上がりを始めたのが普通だと言われておりますが、ことしは一月からもう値上がりを始めたのであります。発言を許します。矢山有作君。

そこで、最近の内地米の需給状況といふものを見てみると、三十六年では、九月一日現在、政府在庫量百三十四万五千トンに対し、同月中の売却量四十八万五千トンで、差し引き八十万トン以上の余裕がありました。ところが、三十七年ではそれが二十六万八千トン、三十八年にはそれが十一万トンと、次第に逼迫してきているといふ実情が明らかでございます。これでは全般的な配給量の一週間分にも足りないといふ状態でして、このような危機をこれまで的新米の早食いといふことで切り抜けてしまつておますが、その新米の早食い量も三十七米穀年度には四十万トンをこえ、三十八年度では五十万トンとなつており、時期別格差の引け抜けその他の状況を考へてまいりますと、これ以上は困難だと言われるのは配給量さえ確保することができないなどになってきております。一方、三十九米穀年度には四十万トンをこえた古米の持ち越しも次第に減少してまいりまして、三十七年度では八万六千トン、三十八年度では五万一千トンとなつております。ここでの端境期はどうなるのか。食糧厅では、約一ヶ月分程度が不足するので、この分は新米の早食いで補うと言つております。しかしながら、三十九年産米の作況が思わ

月十五日現在で消費地の全国平均が一升百四十円で、昨年の同期に比べますと四円高と、こうしたことになつておられます。例年なら五月ごろから値上がりを始めたのが普通だと言われておりますが、ことしは一月からもう値上がりを始めたのであります。発言を許します。矢山有作君。

そこで、最近の内地米の需給状況といふものを見てみると、三十六年では、九月一日現在、政府在庫量百三十四万五千トンに対し、同月中の売却量四十八万五千トンで、差し引き八十万トン以上の余裕がありました。ところが、三十七年ではそれが二十六万八千トン、三十八年にはそれが十一万トンと、次第に逼迫してきているといふ実情が明らかでございます。これでは全般的な配給量の一週間分にも足りないといふ状態でして、このような危機をこれまで的新米の早食いといふことで切り抜けてしまつておますが、その新米の早食い量も三十七米穀年度には四十万トンをこえ、三十八年度では五十万トンとなつており、時期別格差の引け抜けその他の状況を考へてまいりますと、これ以上は困難だと言われるのは配給量さえ確保することができないなどになってきております。一方、三十九米穀年度には四十万トンをこえた古米の持ち越しも次第に減少してまいりまして、三十七年度では八万六千トン、三十八年度では五万一千トンとなつております。ここでの端境期はどうなるのか。食糧厅では、約一ヶ月分程度が不足するので、この分は新米の早食いで補うと言つております。しかしながら、三十九年産米の作況が思わ

月十五日現在で消費地の全国平均が一升百四十円で、昨年の同期に比べますと四円高と、こうしたことになつておられます。例年なら五月ごろから値上がりを始めたのが普通だと言われておりますが、ことしは一月からもう値上がりを始めたのであります。発言を許します。矢山有作君。

そこで、最近の内地米の需給状況といふものを見てみると、三十六年では、九月一日現在、政府在庫量百三十四万五千トンに対し、同月中の売却量四十八万五千トンで、差し引き八十万トン以上の余裕がありました。ところが、三十七年ではそれが二十六万八千トン、三十八年にはそれが十一万トンと、次第に逼迫してきているといふ実情が明らかでございます。これでは全般的な配給量の一週間分にも足りないといふ状態でして、このような危機をこれまで的新米の早食いといふことで切り抜けてしまつておますが、その新米の早食い量も三十七米穀年度には四十万トンをこえ、三十八年度では五十万トンとなつており、時期別格差の引け抜けその他の状況を考へてまいりますと、これ以上は困難だと言われるのは配給量さえ確保することができないなどになってきております。一方、三十九米穀年度には四十万トンをこえた古米の持ち越しも次第に減少してまいりまして、三十七年度では八万六千トン、三十八年度では五万一千トンとなつております。ここでの端境期はどうなるのか。食糧厅では、約一ヶ月分程度が不足するので、この分は新米の早食いで補うと言つております。しかしながら、三十九年産米の作況が思わ

月十五日現在で消費地の全国平均が一升百四十円で、昨年の同期に比べますと四円高と、こうしたことになつておられます。例年なら五月ごろから値上がりを始めたのが普通だと言われておりますが、ことしは一月からもう値上がりを始めたのであります。発言を許します。矢山有作君。

食糧政策の根底からの再検討が加えられなければならないと考えます。

最近の乳価値下げ、豚肉の暴騰暴落、野菜の暴落、米不足等々、これらは一連の政策的帰結であり、高度経済成長政策、農業基本法体制下の農業生産における矛盾の集中的な表現であります。池田内閣には農業をまかせておけないという機運は、生産農民や一般消費者の中にはもちろんですが、保守党の内部にさえも起つてきております。総理は、この事態を認識し、米不足の実態を正しく把握し、食糧政策に再検討を加えるべきであると思います。昨年の衆議院解散前の国会において、農業の近代化のために革命的な方策を講ずるものとし、財政金融の総力をあげてこれに立ち向かう決意であると國民に向かって所信を表明された貴任の上からしても、これは当然であるかと思います。

第二点は、貿易自由化に関するお伺いをいたします。従来、政府はしばしば、農業については税率には貿易自由化はやらないと言明してきました。由来は、三十年代から農業についても自由化は急速に進められておりました。これがわが国農業に与える直接的な影響は、バナナの輸入によるリンゴの暴落、学校給食用の脂脂粉乳輸入や、バター、チーズの輸入が国内乳製品市場を圧迫し、乳価値下げの一因になってしまっています。これがまた飼料分配を通じて、その上に、形式的には自由化していないなくても大量の農産物輸入が行なわれております。これがわが国農業に与える直接的な影響は、バナナの輸入による

粉乳輸入や、バター、チーズの輸入が国内乳製品市場を圧迫し、乳価値下げの一因になってしまっています。これがまた飼料分配を通じて、その上に、形式的には自由化していないとしても、畜産の拡大に国内の飼料供給体制の整備が伴ねず、三十八年は低い所得に耐えていくために、自由化農業所得に甘んぜざるを得なくされ、自給体制の整備が伴ねず、三十九年度の需給計画ではこの割り、三十九年度の需給計画ではこの割り、家労賃を切り下げながら農業をやると

合は七〇%になつております。わが國畜産における外國飼料依存度はきわめて高く、そのためには必ずにひとしい状態であります。国内産麦作の問題とあわせ

によって不安定を免れない。他面、国内においては、ここ数年来、麦作転換を奨励してきましたが、その結果として、転作のめど立たないままに年々作付面積が減少し、三十九年度は百十四万ヘクタールの作付で、戦後最高の二千五百七十二万ヘクタールに対し三〇%

以上の作付減少となり、昨年の四月のときは不作地二百四十九万ヘクタールに上るといった状況であります。その結果、飼料用大麦に不足を生じまして、三十八年度は二十二万トン、三十九年度は四十万トン以上の輸入を計画しているという見られるように、きわめて重大であります。日本農業の発展を大きく阻害していると言えます。さらに、自由化の進行の中で、きわめて重大であります。日本農業基本法には、食糧を国民が進むことはもちろん、外國資本と日本資本との間に、技術提携あるいは競争の激化に伴い、国内において資本や企業の集中と独占化あるいは系列化が進むことはもちろん、外國資本と日本資本の導入が、急速に、しかもそれは巨大的な外國資本に従属する形で進んでくるといふことであります。現実にその例はすでに発生をしております。

次に、農業の発展を大きく阻害していると言えます。さもなくば、農業については税率には貿易自由化はやらないと言明してきました。由來は、三十年代から農業についても自由化は急速に進められておりました。これがわが国農業に与える直接的な影響は、バナナの輸入による

いうことになるであらうと思います。そうして、このような農業經營の壞滅性の上に一部大資本の利益を保証するものだというべきであります。

そこで、まず第一にお伺いしたいのは、総理は、貿易自由化の中でも、今は、総理は、貿易自由化の中でも、今後、日本農業の位置づけを國民經濟全体の立場からどのように考えておいであります。さもなくば、農業基本法には、食糧を國民のためには確保する、自國の農業で食糧を確保するということが明確にうたい出されています。われわれもまた、農業の保護育成に最大の努力を払っていることは、アメリカでもE E C諸国でも、みなそうですが、この点については総理から御所見を承りたいと思います。

次に、かねて政府が法案提出を検討していた臨時食糧管理制度調査会の取扱いはどうなるおつもりか。

次は、米麦及び牛乳を國民の主要食糧の二本柱と規定するならば、米麦の食管制度を堅持することはもちろんですが、牛乳についても國の管理制度を採用し、国内産なま乳の学校給食、妊産婦、乳幼児への牛乳無償給与等の制度を確立して、酪農の安定成長に資すべきだと思うが、御所見を承りたい。

また、畜産の拡大发展のために、その原料である飼料についても、輸入飼料及び政府管理食糧から生産される飼料等を一元的に國家管理し、これを畜産農民に直接かつ安定した価格で供給する体制をとるべきではないか。

最後に、価格政策についてあります。これまでに自由化に走る前に日本農業の保護育成をはかるべきであると考えております。

存度がきわめて高く、飼料自給度向上のための対策は皆無にひとしい状態であります。国内産麦作の問題とあわせて、山林、原野の開拓、草地改良等、飼料自給対策を強化すべきではないか。

第三点は、最初の米の需給の問題と関連してまいりますが、食糧管理制度の問題であります。政府与黨の内部まで財界に、米の統制を撤廃しようとの動きが根強くあるし、所得倍増計画に米を間接統制に移行させると明記されていますが、さきに述べた米の需給逼迫の状況の中では、食糧制度を堅持こそれ、米の統制撤廃や統制緩和などはどうい考えられないと思うが、この点については総理から御所見を承りたいと思います。

次に、かねて政府が法案提出を検討していた臨時食糧管理制度調査会の取扱いはどうなるおつもりか。

次は、米麦及び牛乳を國民の主要食糧の二本柱と規定するならば、米麦の食管制度を堅持することはもちろんですが、牛乳についても國の管理制度を確立して、酪農の安定成長に資すべきだと思うが、御所見を承りたい。

また、畜産の拡大发展のために、その原料である飼料についても、輸入飼料及び政府管理食糧から生産される飼料等を一元的に國家管理し、これを畜産農民に直接かつ安定した価格で供給する体制をとるべきではないか。

最後に、価格政策についてあります。これまでに自由化に走る前に日本農業の保護育成をはかるべきであると考えております。

が、御所見を伺いたいと存じます。次に、国際収支との関連においてお伺いをいたしたい。政府が農産物の国際収支の赤字基調とからで問題に

なっております。政府資料によると、三十八年の農産物輸入は十二億五千六百万ドルで、前年に比して六〇・五%の大幅増加となり、輸入総額に占める割合も一八・七%で、増加率、輸入総額に占める割合とも三十四年以来の最高となりました。この傾向はことしに入つてからも変わらず、農産物の輸入は増加の一途をたどっております。これは、所得倍増計画で、四十五年に、食糧輸入を輸入総額の八・一%、約八億、農林関係原材料輸入を六・一%、約六億と見ているのと対比して、いかにその一途をたどっております。これは、所得倍増計画で、四十五年に、食糧輸入を輸入総額の八・一%、約八億、農

四十一年には農産物輸入は十八億ドルになると言つております。これは、所得倍増計画で、四十五年に、食糧輸入を輸入総額の八・一%、約八億、農林関係原材料輸入を六・一%、約六億と見ているのと対比して、いかにその一途をたどっております。これは、所得倍増計画で、四十五年に、食糧輸入を輸入総額の八・一%、約八億、農

四十一年には農産物輸入は十八億ドルになると言つております。これは、所得倍増計画で、四十五年に、食糧輸入を輸入総額の八・一%、約八億、農林関係原材料輸入を六・一%、約六億と見ているのと対比して、いかにその一途をたどっております。これは、所得倍増計画で、四十五年に、食糧輸入を輸入総額の八・一%、約八億、農





多いのであります。このため、災害に  
よつて漁業者がこうむる損失を補てん  
し、漁業の再生産を持続することでの  
きる画期的な漁業災害補償制度を確立  
することは、漁業者の久しく切望し  
来たつたところであります。こうした  
漁民の要望にこたえ、充実した漁業災  
害補償制度を確立し、漁業者を不慮の  
災害または不漁に基づく窮乏から解放  
することは、政府の責任でなければな  
りません。

しかるに、農業においては早くから  
災害補償制度が実施され、不充分では  
あれ、農民を農業灾害から守つてゐる  
にもかかわらず、それよりも一段と条  
件の悪い漁業においては、昭和三十二  
年から漁業共済が試験的に実施されて  
いるにすぎず、今日に至るも災害補償  
制度は確立しておらないのであります  
す。

政府が今年から実施しようとしてい  
る「漁業災害補償法」は、単なる共済制  
度を規定しているにすぎず、災害補償  
制度としての実体を備えておらないの  
であります。もちろん政府が漁業災害  
補償法の制定に踏み切つたことは、漁  
民のために多くするものであります  
が、単なる共済制度の規定では無意味  
であると存じます。

災害補償と共済との関係は、同一平  
面において論ぜられるべきものではあ  
りません。これを意識的に混同せしめ  
ようといったしますならば、結果的に  
は、羊頭を掲げて狗肉を売ることに相  
なると思うのであります。

以上申し述べました事態にかんが  
み、画期的な漁業災害補償制度を確  
立、漁業の健全な発展をはかり、漁業  
者を災害に基づく窮乏から解放するこ

とは、目下の急務であります。これが本法案を提案するに至った理由であります。

次に、この法律案の大要について御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的であります  
が、漁業災害補償制度を確立し、沿岸漁業者等が異常の事象または不慮の事故によって受けることのある損失を十分に補てんし、漁業經營の安定をはかり、もって漁業の発展に資することを目的とする旨を明記いたしました。さらに、この法律案において漁業災害補償制度とは、漁業共済組合が行なう漁業共済事業、漁業共済組合連合会が行なう漁業再共済事業及び政府が行なう漁業保険事業により、沿岸漁業者等の漁獲金額の減少または養殖水産動植物、養殖施設もしくは漁具にかかる損害に関しても必要な給付を行なう制度であることをあわせて明らかにいたしました。これは、わが党が、この法案によつて名実兼ね備えた災害補償制度の確立を願つておるからにはなりません。

第二に、漁業共済団体の組織であります。が、都道府県の区域によるものと全国の区域によるものの二段階といつたしまして。また、組合員たる資格を有する者は、県段階における漁業共済組合においては、組合の地区に住所を有する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、全国段階における漁業共済組合連合会においては、組合の地区内に住所を有する漁業共済組合とするとともに、両者とも当然加入といつてしましました。

第三に、漁業共済組合が行なう事業であります。が、共済組合が当面行なうべき事業としては、漁獲共済、養殖共

済及び漁具共済の三つとし、漁船保険及び任意共済事業については、なるべくすみやかに、この法律に基づく漁業によることとし、それぞれ必要な条例を規定いたしました。

第五に、漁業共済連合会の漁業共済事業についてであります。連合会が行なう共済事業は、共済組合が漁業共済事業によつて被共済者に対して負担共済責任を再共済する事業とするとともに、共済組合と被共済者との間にとの法律の規定による共済関係が成立したときは、これによつて連合会と共済組合との間に、当該共済契約につき共済関係が成立するものといたします。また、連合会の再共済金額は、当該共済金額に通常責任共済金額の百分の九十をこえない範囲内で政令で定める金額といたします。

第六に、政府の保険事業であります。が、政府が行なう保険事業は、共済組合が漁業共済事業によつて被共済者に対する責任を保険する事業とし、共済組合と被共済者との間にこの法律の規定による共済関係が成立したときは、政府と当該共済組合との間に、保険関係が成立するものとすることとしたしました。なお、政府の保険金額は、共済金額のうち通常責任共済金額とされる部分の金額とし、政府の負担する保険料率は、異常共済掛け金額分とするものといたしました。

第七に、漁業共済基金についてであります。が、漁業共済団体に対してその

業務に必要な資金を融通することによつて、漁業共済事業の過渡的な収支調整をはかることを目的として、資本金七億円（うち政府出資七億円）の漁業共済基金を設立することとしたしました。

第八に、共済掛け金等の国庫負担についてであります。が、区画漁業等であつて政令で定めるもの、及び総トン数十トン未満の漁船によつて行なう漁業（区画漁業等及び政令で定めるものを除く）にあつては、異常共済掛け金の全額と通常共済掛け金部分の三分の一の合計額を、総トン数十トン以上の漁船によつて行なう漁業等を除く）にあつては、異常共済掛け金部分の二分の一の合計額を、総トン数十トン以上の漁船によつて行なう漁業については、異常共済掛け金部分の全額と通常共済掛け金部分の三分の一以内で政令で定める金額の合計額を国庫で負担すべきといたしました。養殖共済及び漁業共済においても、おおむねこれに準じて掛け金の一部を国庫で負担することといたしております。

また、漁業共済団体の事務費に対しても、その全額を国庫で負担すべきと規定いたしました。

第九に、漁業共済団体の行なう損失査定の公正を期するため、学識経験者をもつて構成する漁業共済団体に損害評価会を置くことといたしました。

第十に、漁業共済を漁民にとって段と魅力あるものとするため、共済限度額を高め、特約制度によつて限度額を九五%まで引き上げることができることといたしております。いま一率は、豊漁年ににおける余剰金の一部を漁業準備金として積み立て、共済事故に

よ發生した場合は、その積み立て金を優先的に取りくすことができるようになつたしました。この場合の積み立て金に対する課税及び契約者の共済掛け金率は、不漁準備金の積み立て額に応じて遞減することができるようになつました。また、無事故優遇措置として無事故継続年数に応じて掛け金の一部を払い戻すことができるようになりますとともに、零細漁民の掛け金払い込みを容易にするため、漁獲共済及び養殖共済にかかる共済掛け金は分割して支払うことができるようになつました。

第十一に、政府の漁業保険事業の実施に伴う漁業保険特別会計の設置、基金の設立その他この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に関しては、別に法律で定めることといたしました。

以上が、この法律案を提出した理由及び法案のおもな内容であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

(拍手)

○議長(董宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。大河原一次君。

〔大河原一次君登壇、拍手〕

○大河原一次君 私は、社会党を代表いたしまして、ただいま農林大臣より趣旨説明のありました漁業災害補償法案に対し、池田総理並びに関係各大臣に若干の質問をいたしたいと思います。

わが國の沿岸漁業は、年とともに行き詰まり、漁民の生活はそれに伴つて窮屈の度を加えている現状であります。政府は、口を開けば、日本は世界第一の水産国であり、あるいは日本漁業にまで整備者書旨とし申されしと申す。

業の生産性は世界有数であるなどと強調されております。しかし、その反面、沿岸漁業等がいかに低い生産性のもとにあえいでいるかは、さきに政府が報告されました漁業年次報告によつても明らかであります。これは、歴代政府が大資本漁業偏重においり、沿岸漁業等を軽視し來たつた自然の結果であると言わなければなりません。總理は、最近中小企業や農林漁業に対し革命的な施策を講ずる旨をしばしば強調されているようであります。また、自由民主党も、昨年の衆議院の選舉にあたりまして、漁業災害補償法案の提出を公約しております。ところが、ただいま赤城農林大臣が提案理由を説明された法案の中には、名稱こそ補償法案となつておりますが、実質は、あとで申し上げるよう

に、単なる共済法典にすぎず、災害補償法としての実体を何ら持っていないとあります。

そこで、池田總理並びに赤城農林大臣にお伺いいたしますが、一体、政府は、沿岸漁業の今日の窮状と、そのよつて来たつた原因を、どのように認識されているかということをございま

す。また、政府の水産政策に社会政策的な要素を加味しなくとも、沿岸漁業等の振興は可能だと確信を持つておられるかどうか。確信しておられるとするならば、その根拠について率直にお聞かせ願いたいと思うのであります。

次に、法案の内容に即して若干の御質問を申し上げます。

第一点は、單に相互共済制度を規定したにすぎないこの法案を、なぜ漁業

災害補償法案としたかについてでござります。この法案が、眞に災害補償法案の名に値するためには、少なくとも、國の再保険、共済掛け金及び事務費の負担に關する規定を内容として含んでおらなければならぬのであります。しかるに、この法案は、最も肝心の結果では、國の再保険に関する規定を含んでいません。しかし、この法案は、最も肝心な國の再保険に関する規定を含んでいません。しかるに、この法案は、最も肝心な國の再保険に関する規定を含んでいません。

第二に、この法案には、漁民が強く要望しております國の再保険が規定されていないことは、先ほど申し上げたとおりであります。しかばね定期会議におけるわが党の角屋議員の質問に答えた池田總理の答弁の中にも明確に述べているのであります。漁業こそが、實質は、あとで申し上げるよう

に答えた池田總理の答弁の中にも明確に述べているのであります。漁業こそが、實質は、あとで申し上げるよう

に答えた池田總理の答弁の中にも明確に述べているのであります。漁業こそが、實質は、あとで申し上げるよう

に答えた池田總理の答弁の中にも明確に述べているのであります。漁業こそが、實質は、あとで申し上げるよう

に答えた池田總理の答弁の中にも明確に述べているのであります。漁業こそが、實質は、あとで申し上げるよう

に答えた池田總理の答弁の中にも明確に述べているのであります。漁業こそが、實質は、あとで申し上げるよう

に答えた池田總理の答弁の中にも明確に述べているのであります。漁業こそが、實質は、あとで申し上げるよう

に答えた池田總理の答弁の中にも明確に述べているのであります。漁業こそが、實質は、あとで申し上げるよう

に答えた池田總理の答弁の中にも明確に述べているのであります。漁業こそが、實質は、あとで申し上げるよう

に答えた池田總理の答弁の中にも明確に述べているのであります。漁業こそが、實質は、あとで申し上げるよう

いりあらましよ。これでは漁民は信頼して漁業共済に加入することはできないであります。このような事態が十分予想されるにあからず、なぜ資本金を五億円と定めたか。もしかで十分やつていただけるとするならば、その根拠を明らかにしていただきたいのであります。

次に、総理大臣にお尋ねいたしますが、このようないわゆるリスクに対する備え、少なくともこうした事態に立ち至った場合、其済基金は政府から必要資金の借り入れができるよう改めさせた御意思があるかどうか。また、改めることができないとするならば、その場合の措置と危険分散の方針について明確な御答弁を願いたいのであります。

第五に、政府は加入者をふやすことによって危険分散をはかりたいと主張されているようあります。これが單なる願望ではなく、具体的にこの制度を漁民にとって魅力あるものとする努力をなせ払わなかつたかといふことがあります。もとよりこの制度の理想といふものは、安い掛け金で、有事の際、多くの保険金がもらえるようになります。

第六に、政府案は、肝心の限度額を低く抑え、しかも魚種修正、引き上げ特約条款等についても、ちゃんと、無事戻し制度及び不漁準備積み立て金制度を除いて、いづれも漁業共済制度研究会の答申において示されているところをございます。

さらに、農林大臣にお尋ねいたしましたが、研究会の答申が述べた、また、全国漁民がひとしく切望してやまないこれらの規定を、あって法案に盛り込むなかつた理由は何であるかを明らかにするとともに、先ほど角屋議員より述べられた社会党案の魅力あるか、あるいは、現実的な制度内容を取り入れるべきではないかと考えております。この点についても、総理大臣並びに農林大臣の御所見を承りたいのであります。

次に、大蔵大臣にお尋ねをいたしましたが、漁業のように所得変動の大きさが、漁業を対象とする共済制度においては、不漁準備積み立て金制度を取り入れることを積極的に認められるべきだと思ふが、大蔵大臣がこれに対して不可とする理論的立場を明らかにしていただきたいのであります。

以上、數点にわたって質問いたしましたが、総じて政府案は、沿岸漁業等の現状及びそのよつてきたるところの原因に対する透徹した認識を欠き、漁業の期待と要望を踏みにじつたものと申します。そこで、私は、漁業といふものは農業とはほど違つております。その漁獲の種類が多種多様でございます。米麦といふ言つて過言ではございません。そのため、漁業者たるが、少なくとも漁業者の立場に立つて、国会の審議を通じて法案の画期的な前進をはかる決意をもつて、誠意ある答弁をされるようお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

【國務大臣池田勇人君登壇、拍手】

○國務大臣(池田勇人君) 多岐にわたる御質問でございまして、もし答弁漏れがございましたら、関係閣僚から答弁されることにいたします。

まず第一に、沿岸漁業についてのお話でござります。お話をとおり、沿岸漁業におきましても、内海漁業、近海

漁業で区別はございますが、いずれにいたしましても、特に内海のほうにおきましては、乱獲の結果として不漁の状態を来たしておることはいなめません。また、近代工業の廃液等によりまして、魚族のこれ以上の繁殖がむずかしい点もございましょう。また、漁民の過剰の就業、あるいは經營の設備の零細等、いろいろな原因がございましょうが、われわれは、これに対しまして、沿岸漁業振興法を設けまして、あらゆる年を待たずにやへてもいいことだ。しかし、なかなかこの問題につきましては、再保險にいくには三年間で確信することができる調査ができるかどうか。私は、その確信ができるならば、できるだけ早く農業と同じようなことにすることに、われわれの漁業に対する対策をとらねばなりません。ただいまして、基金の問題でござりますが、このいまの政府の基金ではござしまして、決してやぶさかではございません。

次に、また、其済保険で再保險を認めないと、いろいろお話をございます。が、私は、漁業といふものは農業とはほど違つております。そのため、漁業の自然的条件も農業よりも複雑でございます。台風ばかりでなく、海流とか、あるいは温度とか、いろいろな点がござりますので、われわれは、いま農業と同じような制度を設けることはこれは早過ぎる、いま過去六年間の試験実施によりまして、大体のところ、漁業が自然的条件によりまする損害をできるだけ補てんして、再生産の気持ちを上げるよう、また経営の安定をするように、われわれは、國から其済掛け金の補助または基金への出資、これでやつしていくのが、いいかと、こういうことござりますが、やはり、ものには段階と実施可能かどうかの段階ではないといふふうに私はお思ひます。お話をとおり、沿岸漁業についてございまして、この段階ではないといふふうに私はお思ひます。三十二年から試験実施をしてきましたが、それを打ち切りまして、ことしから本格的にこの制度をやってしごうということでござります。から、其済團体の組織の整備とか、あるいは、漁業共済の加入の確立、こういふ段階を経ていかなければならぬといふふうに考えられます。あります。したがいまして、基金の問題でござりますが、このいまの政府の基金ではございません。これがとりもなおさず、それを増額することに何らやぶさかではございません。私たちは、この漁業の、ことに沿岸漁業の重火入を考慮して、こういう法案を設け、そして漁民の方々が自動的に自分らも漁業を打ち立てて、こうという熱意を出していただこうと期待いたしまして、法案を提出いたしておるのでござります。

他につきましては、関係閣僚から答弁いたします。(拍手)

【國務大臣赤城宗徳君登壇、拍手】

○國務大臣(赤城宗徳君) 沿岸漁業の趣旨等に沿うて強力に推進していくべき、御要望申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

第三番目に、いま總理からの御答弁の趣旨等に沿うて強力に推進していくべき、御要望申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

第四番目に、漁業共済基金の五億円の出資では不足ではないか、こういうふうに考えております。

共済事業におきまする事業収支の年ごとのフレ等から予想される最大の支払額をきめたのでありますて、共済事業の運営に支障を生ずるということはないというふうに見ております。したがいまして、不足を生じた場合の具体的措置をいまのところは考えておりません。

その他いろいろ、審議会の答申等について十分分配慮してない面があるじゃないかということございますが、これは先ほど御答弁申し上げましたように、今までの試験実施段階を打ち切つて、新たにこの制度を確立するもでござりますので、今までの試験実施の実績等を勘案して、段階的に実施可能の範囲におきまして踏み切つていくという決意から出てきてるのでござります。でありますので、これからなお推進しなければならぬ問題等につきましては、先ほど申し上げましたように、附則のほうにも、共済責任の負担区分とか、掛け金の率とか、あるいは異常災害、通常災害等の区分もできるようになりますならば、当然この制度も前進させていく。こういう考え方で、現状におきましては、御提案申込方で、現状におきましては、御提案をいたしておう認識のもとに、御提案をいたしておる次第であります。(拍手)

度である反面、実績資料等の不足によりまして、具体的制度の構想を決定することができぬ困難であった事情から見て、当然のことですござります。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。

間の協定（以下「協力協定」という。）を改正することを希望して、次のとおり協定した。

アメリカ合衆国政府のために  
ロジャード・ヒルズマン  
グレン・T・シーボルグ

でわが国が購入し得る研究用特殊核物

質の量の制限を撤廃し、両国情で合意される量だけ購入し得るように改めたものでございます。・  
委員会におきまする審議の詳細は、

会議録によつて御承知願いたいと存じ  
ます。

四月二一日質疑を終え、野坂委員の反

対討論の後、本件は多數をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

ければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

十一。

○議長(重宗雄三君) 過半數と認めます

す。よって、本件は承認することに決しました。

卷之三

○議長(重宗雄三君) 参事に報告させ  
ます。

〔參事朗讀〕

右は委員長の方の報告書を抜粋して載  
た。

原子力の非軍事的利用に関する  
協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を  
改正する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、  
千九百五十八年十月九日にワシントンで署名された議定書により改正  
された千九百五十八年六月十六日による  
ワシントンで署名された原子力の非軍事的利用に関する  
協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を  
改正する議定書

箇中效力を有する。  
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。  
トーンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。  
千九百六十三年八月七日にワシントンで、  
日本國政府のために  
武内龍次

○議長(重宗雄三君)　過半数と認めます。よつて、本件は承認する」とに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君)　参事に報告させた。

〔参事朗読〕

国立学校特別会計法案修正議決報告書

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、国立学校特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

〔審査報告書は都合により第十八回末尾に掲載〕

国立学校特別会計法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月二十八日  
衆議院議長 船田 中  
参議院議長重宗雄三殿

(設置)  
第一条 国立学校(国立学校設置法  
(昭和二十四年法律第二百五十号)第二条第一項に規定する国立学校及び國立工業教員養成所の設置等に

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。以下同じ。の充実に資するともに、その經理を明確にするた

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添附し

め、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

(管理)

第二条 この会計は、文部大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、一般会計からの繰入金、授業料、入学料、検定料、病院収入、積立金から受入金、借入金、財産処分収入、寄附金及び附屬施設収入をもつてその歳入とし、国立学校の運営費、施設費、奖学交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつて歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第四条 文部大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添附し

なければならない。

(借入金)

第七条 この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

(歳入及び歳出)

第八条 この会計において、借入金額について、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入限度の縫越し)

第九条 この会計において、借入金の借り入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借り入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、か

つ、歳出予算の縫越しの財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

(一時借入金並)

第十条 この会計において、支払上年度の歳入に縫り入れなければならない。

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第十二条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じたときは、政令で定めるところにより積立金として積み立て、なお、残余があるときは、翌年度の歳入に縫り入れなければならない。

(剩余金の積立て等)

第十三条 文部大臣は、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補足するものとする。

(この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる)

第十四条 文部大臣は、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、積立金を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

(この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる)

第十五条 この会計の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決算計算書を添附しなければならない。

(国債整理基金特別会計への縫入れ)

第十一條 第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに規定する歳入歳出決算計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十五條 この会計において、支払上年現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の縫越し)

第十六條 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支用済みとなるかつたものに係る歳出予算は、翌年度に縫り越して使用することができる。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決算計算書を添附しなければならない。

(会計検査院に通知しなければならない)

2 文部大臣は、前項の規定による縫越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により縫越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

4 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十三條 文部大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十四條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに

に、国会に提出しなければならない。

い。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決算計算書を添附しなければならない。

(実施規定)

第十八條 この法律の実施のための

手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。

2 昭和三十八年度における一般会計の歳出予算のうち、文部省所管の国立学校に係る経費で財政法第十四条の三第一項又は同法第四十一条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、この会計に繰り越して使用することができる。

3 前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一条の規定により昭和三十九年度の一般会計上の剩余金のうち、前項の繰越額の歳入に繰り入れるべき昭和三十八年度の同会計の歳入歳出の決算

4 この法律施行の際一般会計に属する資産及び負債で国立学校に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

5 この法律施行の際ににおける大学及び学校資金（公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律）の下に「國立学校特別会計」を加える。

6 第四項の規定によりこの会計に帰属した国有財産で、この法律施行において引き続き一般会計の予算から適用する。

7 一般会計所属の国有財産を国立学校の用に供するためこの会計に所管若しくは所属替（以下次項において「所管換等」という。）をし、又は使用させる場合においては、当分の間、無償として整理するものとする。

8 この会計において、前項の所管換等を受けた場合において、この会計所属の国有財産を当該所管換等をした各省各府に係る一般会計に、經理を一般会計と区分して明確にすることにより所管換等をするときは、政令で定めるところにより、無償として整理することができます。

9 公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律の一項のようにより改正する。

第十一条を次のように改める。

10 退職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

11 文部省設置法（昭和二十四年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 國立学校特別会計の  
經理を行なうこと。

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君　ただいま議題となりました國立学校特別会計法案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、國立学校の拡充整備を促進し、その円滑な運営をはかるとともに、

経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに特別会計を設けようとするものでありまして、同特別会計

は、文部大臣がこれを管理し、一般会計からの繰り入れ金、授業料、入学料及び検定料、病院収入、積み立て金から受け入れ金、借り入れ金、財産処

分収入及び寄付金等を歳入とし、国立学校の運営費、施設費、授業料、入学料及び検定料、病院収入、積み立て金から受け入れ金、借り入れ金、財産処

ととし、病院の施設整備のため必要があるときは借り入れ金ができることとし、決算上の残余は一定の計算のもと

に積み立て金として積み立てることにします。

かかる規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、文教委員会

と連合審査会を開く等慎重審議を行な

い、特別会計を設置する基本的な理由は何か、また、國立学校の充実に資する上にいかなる利益があるか、特別会

計を設置することによって独立採算

を否定するという点であります。

まず、反対する第一の理由は、本案

件審議が、議会政治を、議会民主主義

を否認するという点であります。

本院に本案件が付託されましたのは

三月三十日であります。大蔵委員会

は、他に税法関係の法律案を多く付託

されていて、審議に時間がないとい

うです。

本案件立案までの経過等について、熱心

な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して柴田委員より、本案に賛成するものであるが、法律の施行が予定期日よりもおくれたことに伴い、施行期日の「昭和三十九年四月一日」を「公布の日」に改めるとともに、一般会計に所属する資産及び負債で國立学校にかかるものの特別会

計に歸属せしめる期日を「昭和三十九年四月一日」に改める

ことといたしまして、問題は、本案は施行

され、日本社会党を代表して成瀬委員より、また、日本共産党を代表して鈴木

委員より、原案及び修正案に対し、そ

れぞれ理由を付して反対の意見が述べられました。

かくて討論を終わり、まず、柴田委員

員提出の修正案を採決の結果、多數を

もって可決され、次いで、修正部分を

除く原案について採決の結果、多數を

もって可決され、本案は修正議決すべ

りました。

かくて討論を終わり、まず、予算案と同時

成立を期して提出されているという点

につきましては、後刻指摘することと

いたしまして、問題は、本案は施行

期日を四月一日として、予算案と同時

成立を期して提出されているという点







## 官 報 (号 外)

は、万全の措置を講ずること。  
一、経口生ゴリオワクチノ予防接種  
の費用については、國民の負担が  
かからないよう努力すること。  
右決議する。

三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円  
(ただし良質紙は二十円)  
発行所 東京都港区赤坂一丁目二番地  
大蔵省印刷局 電話東京六二一  
官報 課代代代